



令和2年度
吉田小学校

PTAハンドブック

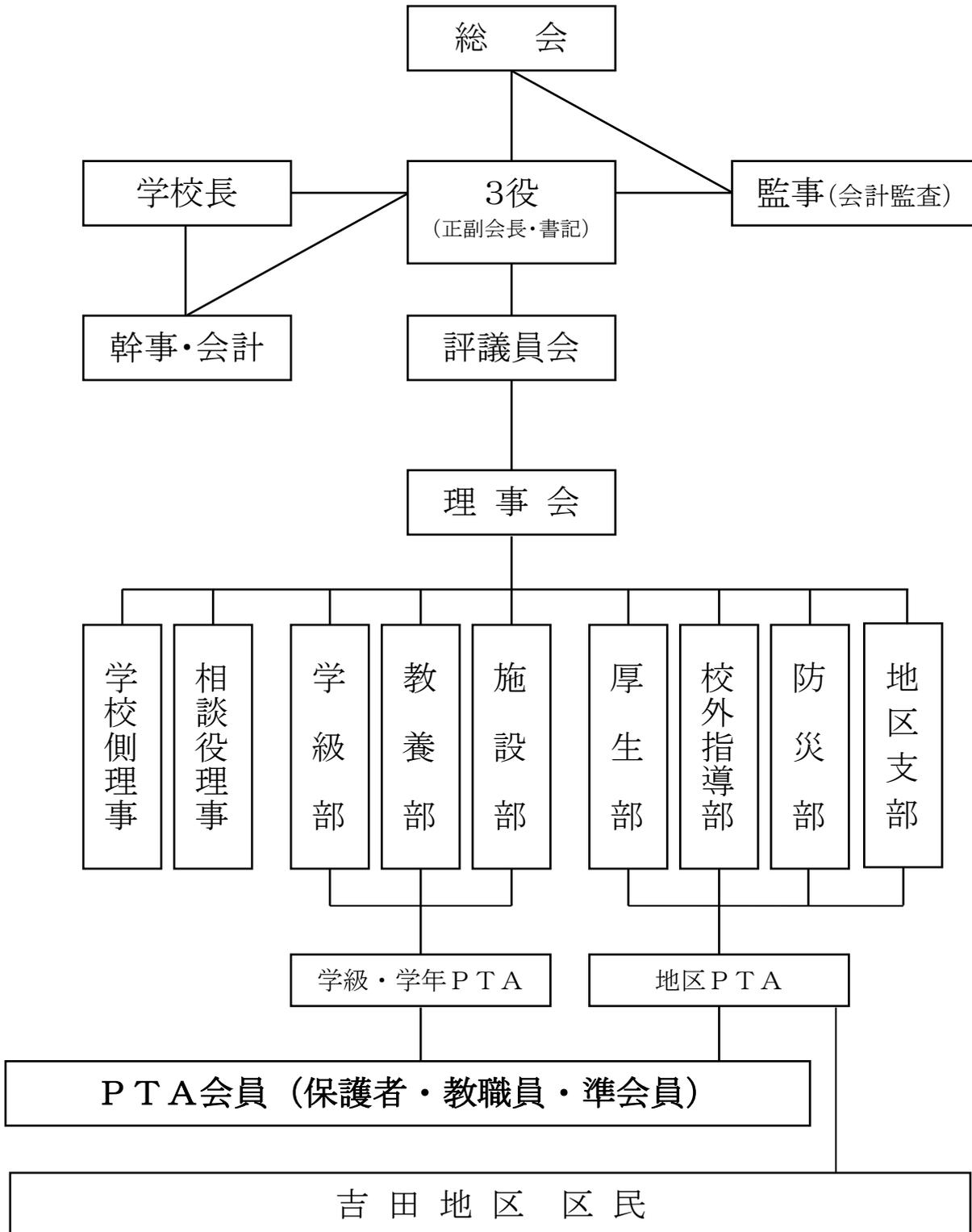




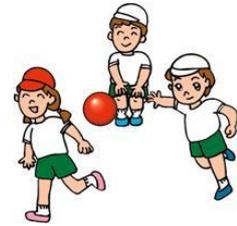
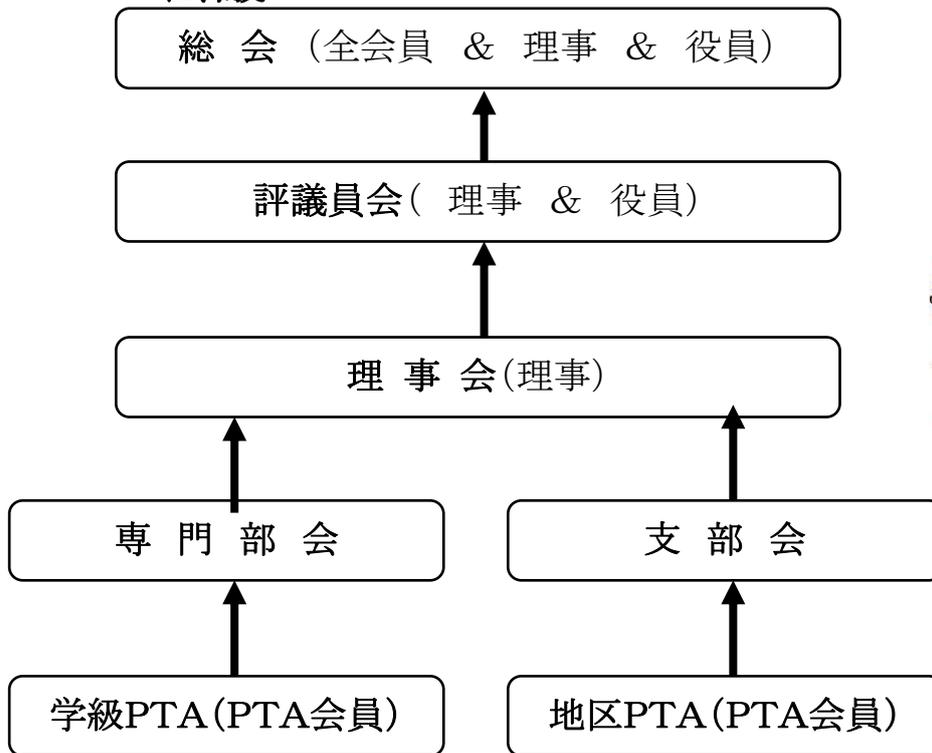
第1章 吉田小学校PTAの組織

I. 吉田小学校PTAの組織と会議は？

1 PTAの組織



2 PTAの会議



3 PTA会議の内容)

(吉田小学校PTA会則による)

会議名称	役目(内容)
総会	・全会員による最高の決議機関 (年1回)
臨時総会	・全会員による最高の決議機関 (必要に応じ)
評議員会 (会長が随時招集)	・役員承認、事業報告、決算 ・その他必要な事項
理事会 (会長が随時招集)	・総会及び評議員会の決議事項の処理 ・総会及び評議員会に付議すべき議案の作成 ・その他運営上必要なこと
専門部会 (部長が随時招集)	・活動計画・活動報告 (実施事項・反省・要望) その他の事項について協議 ・各部担当部行事の具体的な活動方法 (日程・行事内容・方法など) の検討 ・その他運営上必要なこと
支部会 (支部長が随時招集)	・各支部間の情報交換 ・支部担当行事内容の検討 ・その他必要な事項

II. PTAの役員は？

1 役員・理事のメンバー構成

PTA役員	PTA理事
☆各地区から選出 ・防 災 部 員 各ブロック1名 ・校外指導部員 各ブロック1名～複数名 ・厚 生 部 員 各ブロック1名 ☆各学級から選出 ・施 設 部 員 各学年1～2名 ・教 養 部 員 各学年1～2名 ・学 級 部 員 各クラス2名 ・会 計 1名 (幹事が兼務) ・会計監事 若干名 (保護者)	・会 長 1名 ・副 会 長 3名 (保護者2名、学校長) ・書 記 1名 ・支 部 長 5名 (各支部1名) ・副支部長 若干名(各支部による) ・各専門部長 6名 (校外指導部、施設部、教養部、厚生部、学級部、防災部) ・各専門部副部長 6名 (校外指導部、施設部、教養部、厚生部、学級部、防災部) ・学校側理事 若干名 (教職員) ・相談役理事 若干名 (前年度の理事経験者) ・幹 事 若干名(教職員)

2 評議員会の構成

PTA理事					PTA役員									
3役 (正副会長・書記)	学校側理事	相談役	会 計	幹 事	会 計 監 事	学 校 職 員	クラス役員			地区役員				
							学 級 部	施 設 部	教 養 部	正 副 支 部 長	防 災 部	校 外 指 導 部	厚 生 部	





第2章 吉田小学校PTAの主な活動

I. 理事会・部会の活動内容

1 理事会の主な活動内容

理 事 会	1) 年間計画・予算の立案と執行、部会内部調整 2) 親子でクリーンの計画立案・実施 3) PTAと地区との連携(パイプ役) 4) 各種外部会議・研修会への参加 5) 部・学校の行事への参加・協力(バザーへの出店・運動会)
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 各専門部の主な活動内容

専門部の名称	主な活動内容
防 災 部	1) 緊急連絡網の作成 2) 『子ども見守り隊』の計画と実施 3) 地区内の危険個所及び安全点検・安全マップの修正 4) 「子どもを守る安心の家」の連携 5) 街頭指導への協力 ・登校練習(春休み) ・登下校指導 ・交通事故ゼロの日の登校指導 6) 地区子ども会活動の協力(年4回) 7) 地区懇談会の実施(年2回) 8) 各種地区行事への連携協力
校外指導部	1) 街頭指導 ・登校練習(春休み) ・登下校指導 ・交通事故ゼロの日の登校指導 ・地区内の危険個所及び安全点検 2) 地区子ども会活動の指導・協力(年4回) 3) 地区懇談会の協力(年2回) 4) 通学路の除雪及び「雪かきマニュアル」の見直し 5) 各種地区行事への連携協力 6) 通学路地図の見直し
厚 生 部	1) 資源物回収の計画・実施 2) PTAバザーの計画・実施 3) 街頭指導への協力 ・登校練習(春休み) ・登下校指導 ・交通事故ゼロの日の登校指導 4) 地区子ども会活動の協力(年4回) 5) 地区懇談会の協力(年2回) 6) 各種地区行事への連携協力
施 設 部	1) PTA作業の計画・実施(年2回一春・秋) 2) 学校の行事への参加(運動会等)

教 養 部	1) PTA講演会の計画・実施、 2) PTA会報「おきな草」の発行(年2回発行一夏・年度末) 3) PTA広報活動(PTAホームページの管理、運用)
学 級 部	1) 学級部行事の企画・運営 ・参観日の学級PTA(学級懇談会) ・学級・学年PTA活動(親子レクリエーション) 2) 親子読書推進の活動 ・親子文庫の運営・管理・活用の推進 ・読み聞かせ会の実施 ・塩尻市PTA親子文庫委員会への協力 3) 学校の行事への参加

II. 各支部の活動内容

吉田一区～五区の各支部では、支部長さんを中心として地域と一緒に独自に計画し活動しています。



主な活動内容の一例

支部	地域(区)とタイアップした行事 (子ども会育成会・公民館事業・吉田地区)	支部・ブロック独自の行事
一区	<ul style="list-style-type: none"> ・レンゲ草祭り ・親子でクリーン(年2回) ・もちつき、豆まき ・三九郎 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収 ・お楽しみ会 ・ラジオ体操 ・歓送迎会
二区	<ul style="list-style-type: none"> ・親子体験学習 ・親子でクリーン(年2回) ・土手祭り ・吉田夏祭り子ども夜店 ・三九郎 ・小、中交流ボウリング大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収 ・お楽しみ会 ・ラジオ体操 ・歓送迎会
三区	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会総会 ・親子でクリーン(年2回) ・スポーツレクリエーション大会 ・三九郎 ・ゲーム大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収 ・ラジオ体操 ・スイカ割大会 ・肝試し会 ・お楽しみ会
四区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもみこし、ふれあい広場 ・親子でクリーン(年2回) ・花壇の整備と花植え ・マスつかみ大会 ・餅つき大会 ・まゆ玉作り、三九郎 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収 ・ラジオ体操 ・お楽しみ会 ・新年会 ・歓送迎会
五区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもみこし ・親子でクリーン(年2回) ・花いっぱい運動 ・子ども会新年会 ・三九郎 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収 ・ラジオ体操 ・お楽しみ会 ・歓送迎会

* 吉田地区全体行事: 吉田地区子ども会育成連絡協議会主催

- ・子ども会リーダー研修会企画・運営・参加(子ども)
- ・講演会研修会企画・運営・参加(PTA・子ども・区民)

Ⅲ. PTA会議の詳細内容

名 称	内 容
総 会	<p>*年度に1回(4月～5月)に開催されます。</p> <p>・PTA全会員の5分の1以上の出席がなければ成立しません。</p> <p>・事業計画・予算・事業報告・決算・その他の事項について承認します。</p> <p>*どうしても出席できない時は、委任状を提出しましょう。</p>
評 議 員 会	<p>*年度に1回(2月から3月)会長が随時招集します。</p> <p>・評議員の3分の1以上の出席がなければ成立しません。</p> <p>・吉田小学校PTA総会に先立ち、役員承認・事業報告・決算・その他の事項について決議又は承認します。</p> <p>*どうしても出席できない時は、委任状を提出しましょう。</p>
理 事 会	<p>*年度に8回～10回、会長が随時招集します。</p> <p>・理事の2分の1以上の出席がなければ成立しません。</p> <p>・総会で決議された活動方針に沿って、事業の企画・実施・反省を随時行います。</p> <p>・総会及び評議員会に付議すべき議案の作成を行います。</p> <p>*どうしても出席できない時は、会長に事前に連絡をしましょう。</p>
部 会	<p>*部長が随時招集します。</p> <p>・理事会に先立ち、活動計画・活動報告(実施事項・反省・要望)その他の事項について協議する。</p> <p>・各部担当部行事の具体的な活動方法(日程・行事内容・方法など)の検討及び実施</p> <p>・関係者への連絡・協力等について依頼及びお願いの実施</p> <p>・実施後の反省事項を吸上げ理事会へ報告する。</p> <p>*どうしても出席できない時は、部長に事前に連絡をしましょう。</p>
PTA正副会長 選出委員会	<p>*9月頃より、正副会長選出委員長が随時(3回～5回)招集します。</p> <p>・委員は、現正副会長、現支部長、現専門部長及び現4学年会長をもって構成する。</p> <p>・翌年度の会長候補者及び保護者から選出する副会長候補者について推薦候補者の選出を行います。</p> <p>・PTA会員に対して新年度の正副会長選出を告示する。 (日程、立候補、推薦、経過、推薦候補者選出結果など)</p> <p>・推薦候補者を理事会へ報告するため議案の作成を行います。</p>



第3章 PTA役員を選出

I. 役員を選出する時の申し合せ事項

会員の皆様に、PTA役員を経験をしていただき、より深く幅広くPTA活動を理解し、更にPTA活動の活性化を図ります。

役員選出の平準化を図るため、申し合わせ事項として、一定の役職を経験した家庭は下記の様に、役員選出の際免除しています。(本人が希望・承認した場合は、除く)

1-1)「吉田小学校PTA会長※1」経験家庭が免除される役職

・吉田小学校 : 正副PTA会長 ・正副支部長 ・各専門部正副部長
クラス役員(学級部、教養部、施設部) ・地区役員

・丘中学校 : 正副PTA会長 ・学級役員

※1: PTA会長経験として、東筑摩塩尻PTA連合会(郡P)会長、
塩尻市PTA連合会(市P)会長も同等扱いとする。

1-2)「吉田小学校PTA副会長」経験家庭が免除される役職

・吉田小学校 : 正副PTA会長 ・正副支部長 ・各専門部正副部長
クラス役員(学級部、教養部、施設部)

・丘中学校 : 正副PTA会長 ・学級役員

2)「吉田小学校相談役」経験家庭が免除される役職

・吉田小学校 : 正副支部長 ・各専門部正副部長 ・クラス役員(学級部、教養部、施設部)

※2: 相談役経験として、東筑摩塩尻PTA連合会(郡P)常任委員も同等扱いとする。

3)「吉田小学校理事」経験家庭が免除される役職

・吉田小学校 : 正副支部長 ・各専門部正副部長 ・クラス役員(施設部・教養部)

4)「丘中学校正副PTA会長」経験家庭が免除される役職

・吉田小学校 : 正副PTA会長 ・正副支部長

5)「丘中学校正副支部長」経験家庭が免除される役職

・吉田小学校 : 正副支部長

* 役員経験家庭とは、「父親・母親どちらか一方」でも役員を経験している家庭です。

* 児童が複数いても一度でも役員経験があれば経験家庭としています。

* 選出時の事情により、次年度の役員が選出できない時は、経験家庭も加えて選出することがあります。

また、役員選出に加える時は、経験家庭の了承を得てください。

事情 : ・役員未経験者がいない。(選出できない)

・役員をできない理由が正当でかつ、みんなが認めたとき。

* 以上の内容は、申し合わせ事項のため、地区及びPTA・学校などの諸事情により、変更することがあります。

〈役員免除申し合せ一覧〉

		丘中学校		吉田小学校													
		正副 会長	学級 役員	正副 会長	正副 支部長	地区役員						クラス役員					
						校外指導部		防災部		厚生部		学級部		施設部		教養部	
						正副 部長	役員										
吉田小	PTA会長経験家庭 ※1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	PTA副会長経験家庭	●	●	●	●	●	×	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●
	相談役経験家庭 ※2			×	●	●	×	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●
	理事経験家庭			×	●	●	×	●	×	●	×	●	×	●	●	●	●
	母子父子家庭			×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	単身赴任者家庭			×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
丘中	正副PTA会長経験家庭	●	●	●	●	●	×	●	×	●	×	●	×	●	●	●	●
	正副支部長経験家庭			×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	理事経験家庭			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※1:PTA会長経験として、東筑摩塩尻PTA連合会(郡P)会長、塩尻市PTA連合会(市P)会長も同等扱いとする。

※2:相談役経験として、東筑摩塩尻PTA連合会(郡P)常任委員も同等扱いとする。

※上記 表の●が免除対象、×は免除対象ではありません。

Ⅱ. 吉田小学校PTA正副PTA会長は ?

1 選出の時期

- ① 9月ごろからPTA会長が中心となりPTA正副会長選考委員会を開催して、地区など次年度の各種団体役員が決まる前(12月末頃)までに選出する。
- ② 2~3月の評議員会において候補者を選出し総会で承認している。

2 選出される役員と人数

P T A 会 長		1名	
P T A 副 会 長	男 性	1名	*1
	女 性	1名	

*1 PTA会則 第7章 第23条の2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる年度には副会長を4人(保護者3名、学校長)以上置くことができるが理事会にて選出するか決議をする。

- (1) 塩尻市PTA連合会の当番となる年度と前年度
- (2) 東筑摩塩尻PTA連合会から役員選出を依頼される期間
(常任委員または子が卒業し、在校生がいない場合は除く)
- (3) 長野県PTA連合会から役員選出を依頼される年度と前年度
- (4) 吉田小学校特別記念事業等が開催される年度と前年度
- (5) その他特別な理由がある年度と前年度

3 選出の方法

役員経験家庭に対する免除は、「Ⅰ.役員を選出する時の申し合せ事項」を参照。

- ① PTA会則「吉田小学校PTA正副会長選考規定」により、選出する。
- ② 男性1名及び女性1名を推薦する。

*男性1名に立候補の場合は、男女を問わない。

*PTA会則第23条第2項に該当するときは、さらに1人以上を推薦することができる。

Ⅲ. クラス役員は ？



1 クラス役員を選出

1 クラス役員の所属と人数

学級部	学級会長	1名
	学級連絡員	1名
教養部または施設部		1名

*各クラスで合計3名がクラス役員として選出されます。

*教養部員と施設部員は、基本的に全PTAを対象とした仕事をさせていただきます。

2 選出の時期

①2月の授業参観日に合わせて学級PTAが開催され、学級部員が中心となって次年度のクラス役員を選出します。

・次年度クラス替えのない学年は、全てのクラス役員が選出されます。

・次年度クラス替えが予定されている学年は、学級部以外のクラス役員が選出されます。

②クラス替えがあった学年は、4月当初の授業参観日に合わせて、学級部員(学級会長・学級連絡員)が選出されます。

③新1年生は、4月当初の授業参観日に合わせて、全てのクラス役員が選出されます。

④教養部員または施設部員として選出された方は、2月の学級PTA終了後、いずれかの所属を決めます。

*クラス替え前に所属の振り分けが行なわれますので、クラス替えによって、1クラスの役員数に偏りができる場合もあります。

3 選出の方法

役員経験家庭に対する免除は、「Ⅰ.役員を選出する時の申し合せ事項」を参照。

① 役員の選出方法は、各学級の中で話し合っ決めてられます。

② 規則で決まっていますが、原則として、児童1人について卒業するまでの間に1回はクラス役員を経験していただきたいという不文律があります。

③ クラスで了承される特別な理由がない限り、すでにクラス役員を経験された方は除いて、まだクラス役員を経験していない皆さんの中から選出されます。

④ 学級連絡員は、学年行事のお手伝いや学級会長の補佐に当たります。また、親子文庫の学級での責任者となり、新4年生の学級連絡員のうち1名が、塩尻市PTA親子文庫委員として選出されます。

⑤ 各学級のクラス役員(学級部員・教養部員・施設部員)は、全員が評議員となります。

⑥ 教養部か施設部かの所属は、各クラスから選出された方同士の話し合いにより決められます。振り分け人数は、学級数が偶数の学年は半数ずつに分かれ、学級数が奇数の学年は全体のバランスをみて決められます。

2 学年会長の選出

1 選出の時期

2月又は、4月の学級PTAの終了後に、各学年の学級会長が集まり、話し合いで学年会長を選出します。

2 選出の方法

- ① 各学年、学級会長の話し合いにより1名が学年会長に選出されます。
- ② 学級部の正副部長が選出されたクラス以外より学年会長を選出します。

3 学級部正副部長の選出

1 選出の時期

- ・2月の学級PTAで選出します。
- ・また、PTA副会長選出後にアンケートをもとに選出する方法もとられています。

2 選出の方法

役員経験家庭に対する免除は、「I.役員を選出する時の申し合せ事項」を参照。

- ① 新6年生(現5年生)は、学級部員2名の他に学級部長を1名選出します。
ただし、学級部長の選出されたクラスから学年会長を選出しないように留意する。
- ② 新5年生(現4年生)は、クラス替えがあるため4月に選出される学級部員2名の他に、先行して学級部副部長を学年全体から1名選出します。ただし、学級部副部長の選出されたクラスから学年会長を選出しないように留意する。
- ③ 学級部正副部長は、理事となります。
- ④ 学級部部長は東筑摩塩尻PTA連合会子育て委員となります。また、副部長は、塩尻市PTA親子文庫委員となります。

3-1 塩尻市PTA親子文庫運営正副委員長の選出

1 選出の時期

- ・塩尻市内の学校で輪番として役員選出(1名)の依頼があります。

2 選出の方法

理事経験家庭及び丘中学校正副PTA会長経験家庭は免除されます。

(本人が希望・承認した場合は、除く)

- ① 学級部副部長を選出するときに、塩尻市PTA親子文庫運営委員長(正又は副)を選出します。
- ② 2年役員の為、新5年生(現4年生)より選出します。

4 教養部、施設部正副部長の選出

1 選出の時期

新旧役員引継ぎ会(2~3月)の時に、各正副専門部長が中心となって、次年度の役員選出が行われます。

2 選出方法

役員経験家庭に対する免除は、「I.役員を選出する時の申し合せ事項」を参照。

- ① 正副教養部長及び正副施設部長は、新2~6年生(現1~5年生)の各クラスから選出された部員の内から、それぞれ話し合いにより選出されます。
- ② 「正副教養部長」及び「正副施設部長」は「理事」となります。



IV. 地区役員は？

1 各支部(地区)からの役員選出

<支部構成>

支部名称	ブロック構成
一区支部	A～Cブロック
二区支部	D～Fブロック
三区支部	G～Kブロック
四区支部	L1, 3 L2, 7 Mブロック
五区支部	N O5 O6, 7 O10 P Qブロック

1 選出の時期

12月～2月にかけて、各区支部の支部長、ブロックの専門部員が中心となって、次年度の役員の選出が行われます。

2 選出される地区役員及び人数

<支部単位役員>

支部長	1名
副支部長(選出しなくても良い PTA会則39条)	1名

<各ブロック単位役員>

校外指導部員	1名～複数名
厚生部員	1名
防災部員	原則1名、兼任可 (校外指導部員)



3 選出の方法

<支部単位役員>

役員経験家庭に対する免除は、「I.役員を選出する時の申し合せ事項」を参照。

①全ての支部は、高学年(できれば新6年生)の保護者より選出しています。

②各支部により選出方法が異なっています。

- ・新6年生の保護者(父親)全員を集めて、話し合いで選出する支部。
- ・新5、6年生の保護者(父親)全員を集めて、話し合いで選出する支部。
- ・常会毎に回り順がきちんと決まっている支部。
- ・ブロックを数グループに分け、持ち回り順に高学年(できれば新6年生)の保護者より選出する支部。

<各ブロック単位役員>

①各ブロックにより選出方法が異なっています。

- ・高学年の保護者より立候補を募り選出する方法もあります。
- ・常会で交互に役員を選出するように決めているブロック。
- ・何年も先まで決めてあるブロックもあります。
- ・高学年より役員経験の無い保護者を選んで個々にお問い合わせする。
- ・慣例(暗黙)により順番が決まっている。
- ・選出された役員は、話し合いで担当部を決めている。
- ・校外指導部は高学年、厚生部は低学年と決めているブロックもある。

- * 年度切り替えの際に、支部長は選出された支部選出役員名簿を、新支部長に引き継ぎましょう。
- * 不公平に同じ人が何度も役員に選出されないように、各支部長は名簿のチェックをお願いいたします。

4 各支部選出役員の役割

- ① 各支部から選出された校外指導部員・厚生部員・防災部員は、全員評議員となります。
- ② 地区役員のうち、各支部1名が支部の会計業務を行います。
- ③ ブロックによっては、校外指導部員が防災部員を兼任することもあります。
- ④ 地区役員の役割
 - ・ 地区行事(ブロック、区)について正副支部長の補佐し、校外指導部員・厚生部員・防災部員は、お互いに協力し合い、仕事を分担し活動します。但し、各地区の事情により異なります。

2 校外指導部・厚生部・防災部正副部長の選出

1 選出の時期

新旧役員引継ぎ会(2～3月)の時に、各正副専門部長が中心となって、次年度の役員の選出が行われます。

2 選出の方法

役員経験家庭に対する免除は、「I.役員を選出する時の申し合せ事項」を参照。

- ① 正副校外指導部長・正副厚生部長・正副防災部長は、それぞれ全ブロックの部員の内から話し合いにより選出されます。
- ② 正副校外指導部長・正副厚生部長・正副防災部長は、理事となります。





第4章 吉田小学校PTA会則

1 吉田小学校PTA会則

〔目次〕

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織（第7条）
- 第3章 総会（第8条－第12条）
- 第4章 評議員会（第13条－第17条）
- 第5章 理事会（第18条－第19条）
- 第6章 会議（第20条－第22条）
- 第7章 役員（第23条）
- 第8章 役員の仕事（第24条－第32条）
- 第9章 専門部（第33条－第35条）
- 第10章 支部（第36条－第40条の2）
- 第11章 会計（第41条－第44条）
- 第12章 補則（第45条－第48条）

〔第1章 総則〕

- 第1条 本会は、吉田小学校PTAといい、事務局を吉田小学校内に置く。
- 第2条 本会は、吉田小学校に在籍する児童の保護者（正会員）及び在籍する教職員（正会員）並びに本会の趣旨に賛成し入会を希望し理事会が認めた者（賛助会員）をもって組織する。
- 第3条 本会は、会員相互協力して教育の振興・充実に回り児童福祉の増進を図る事を目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 学校と家庭の相互の理解と協力
 - (2) 児童の校外生活の指導
 - (3) 教育的環境施設の整備充実の推進
 - (4) 会員相互の教養の向上
 - (5) 民主的教育の研究とその推進
 - (6) 保護者と教師の親睦
 - (7) 吉田地区との連携と情報交換
 - (8) その他本会の目的達成のための必要事項
- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主的団体にして非営利的・非政治的・非宗教的である。
- 第6条 本会は、学校問題に対し希望・意見を述べ参考資料を提供するが、学級・学校の管理や経営並びに教職員の人事には干渉しない。

〔第2章 組織〕

- 第7条 この会に次の組織をおく。
 - (1) 総会
 - (2) 評議員会
 - (3) 理事会
 - (4) 専門部会
 - (5) 支部PTA
 - (6) 学年PTA
 - (7) 学級PTA
 - (8) 支部長連絡会議
 - (9) 正副会長幹事連絡会議

〔第3章 総 会〕

第 8条 総会は、年1回(4月又は5月)開催とし、必要に応じ臨時総会を開く。

第 9条 総会は、本会最高の決議機関で、会長が招集し会員及び役員をもって構成する。

第10条 総会の議長及び副議長は役員の中から選出する。

第11条 次の事項は、総会の決議又は承認を要する。

- (1) 予算及び事業計画の承認
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 会則変更の決議
- (4) その他必要とする事項

第12条 次の場合、臨時総会を開くことができる。

- (1) 評議員会が必要と認め決議したとき。
- (2) 理事会が必要と認めたととき。

〔第4章 評 議 員 会〕

第13条 評議員会は、評議員及び役員をもって構成し、随時会長が招集する。

第14条 評議員会の議長及び副議長は、役員の中から選出する。

第15条 次の事項は、評議員会の決議又は承認を要する。

- (1) 正副会長と書記の承認
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 会則変更の内容審議と承認
- (4) その他必要とする事項

第16条 評議員は各支部及び各学級から選出した次に掲げる者により構成する。

- (1) 校外指導部員
- (2) 厚生部員
- (3) 防災部員
- (4) 支部会計
- (5) 施設部員
- (6) 教養部員
- (7) 学級部員

第17条 評議員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

〔第5章 理 事 会〕

第18条 理事会は、会長、副会長、書記、正副支部長、正副専門部長、幹事、学校側理事及び相談役理事をもって構成する執行機関で、会長が随時招集し、副会長が議長となる。

第19条 理事会は、総会及び評議員会の決議事項の処理にあたるほか、次の事項についてその責任及び権限を有する。

- (1) 総会及び評議員会に付議すべき議案の作成
- (2) 予算編成及び事業計画の立案
- (3) 賛助会員の入会承認
- (4) 各専門部での対応が困難な、全体的な事業活動
- (5) 「吉田小学校PTA慶弔規程」及び「吉田小学校PTA転退職職員餞別金贈呈規程」に関する処理
- (6) 緊急を要する事項の処理
- (7) その他運営上必要な事項

〔第6章 会 議〕

第20条 総会はその構成員の5分の1以上、評議員会はその構成員の3分の1以上、理事会はその構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

- 2 構成員が前項の会議に出席できない場合において、「自筆の委任状」を提出したときは、これを出席と認める。

第21条 議事は、出席者(委任状による出席を除く)の過半数をもって決議し、可否同数のときは議長が決議する。

第22条 会議における採決の方法は、挙手によるものとする。

〔第7章 役員〕

第23条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人(保護者から)
 - (2) 副 会 長 3人(保護者から2人、学校長)
 - (3) 学校側理事 若干名(教職員から)
 - (4) 支 部 長 5人(各支部から)
 - (5) 副支部長 5人以下(各支部から)
 - (6) 会 計 1人(幹事が兼任)
 - (7) 専門部長 6人(校外指導部、施設部、教養部、厚生部、学級部、防災部)
 - (8) 副専門部長 6人(校外指導部、施設部、教養部、厚生部、学級部、防災部)
 - (9) 会計監事 若干名(保護者から)
 - (10) 幹 事 若干名(教職員から)
 - (11) 相談役理事 若干名(前年度の理事の中から)
 - (12) 書記(原則として前年度副会長とする)
 - (13) 東筑摩塩尻PTA連合会常任委員 若干名(保護者より任期期間)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる年度には副会長を4人以上置くことができるが理事会にて選出するか決議をする。
- (1) 塩尻市PTA連合会の当番となる年度と前年度
 - (2) 東筑摩塩尻PTA連合会から役員選出を依頼される期間
(常任委員または子が卒業し、在校生がいない場合は除く)
 - (3) 長野県PTA連合会から役員選出を依頼される年度と前年度
 - (4) 吉田小学校特別記念事業等が開催される年度と前年度
 - (5) その他特別な理由がある年度と前年度
- 3 会長及び保護者選出副会長は、全保護者の信任投票の上、評議員会で承認を得る。
- 4 会長及び保護者選出副会長の選出方法については、「吉田小学校PTA正副会長選考規程」による。
- 5 年度の途中において、会長又は保護者選出副会長に事故あるときは、第3項、第4項及び第11条第1項の規定にかかわらず、次のとおり後任の会長又は副会長を選出することができる。
- (1) 理事会において後任(会長又は副会長)の候補者を推薦する。
 - (2) 評議員会において後任(会長又は副会長)の選出を議決する。
 - (3) 全会員に対して、文書により報告を行う。

〔第8章 役員の仕事〕

第24条 会長は、次の権限及び仕事を有する。

- (1) 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 総会、評議員会、理事会及び正副会長幹事連絡会議を招集して会務を運営する。

第25条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

2 副会長は、理事会の議長を担当する。

第25条-2 書記は原則として前年度副会長が担当し、会長・副会長を補佐し会議の資料作成と議事録担当する。

第26条 会計は、本会の会計業務を行う。

第27条 会計監事は、会計業務を監査し、総会において報告を行う。

第28条 会計監事は、前年度の理事から選出し、理事会で承認を得る。

第29条 幹事は、会長が委嘱し、本会の庶務・会計及び学校職員との調整・連絡を担当する。

第30条 相談役理事は、年度を越えてPTA活動を継続推進する事を目的に設置する。

2 相談役理事は、前年度の理事経験者で現年度も正会員である者の中から選出し、原則として、前年度正副支部長及び前年度正副専門部長の中から選出する。

第31条 会長、副会長、書記及び会計監事を除く役員は、他の役職及び評議員を兼任できる。

第32条 役員の仕事は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、補充された役員の仕事は前任者の残余期間とする。ただし再任は妨げない。

2 年度の途中において、役員(会長及び副会長を除く)に事故あるときは、第11条第1項の規定にかかわらず、次のとおり後任の役員を選出することができる。

- (1) 理事会において後任役員の仕事を選出を決議する。

(2) 全会員に対して、文書により報告を行う。

〔第9章 専門部〕

第33条 本会は事業遂行のため、次の専門部を置く。

- (1) 校外指導部 (2) 厚生部 (3) 施設部 (4) 教養部 (5) 学級部 (6) 防災部
- 2 各支部ブロックから、校外指導部、厚生部、防災部の部員としてそれぞれ1人を選出する。ただし、ブロックの人数により複数の部員を選出できる。
- 3 各学年から学級の数だけ専門部員を選出し、各学年の専門部員全員の話し合いにより、施設部員と教養部員に半数ずつ分かれる。なお、学級数が奇数の学年は全体のバランスをみて決める。
- 4 各学級から2人の学級部員を選出し、それぞれ学級会長、学級連絡員となる。
- 5 前項の規定にかかわらず、6学年及び5学年の学級部員は3人を選出することができる。
- 6 各学年の学級部員全員の話し合いにより学年会長を1人選出する。

第33条の2 各専門部の任務は次のとおりとする。

- (1) 校外指導部 児童の通学及び校外活動のための諸活動
 - (2) 厚生部 会員及び児童の福利厚生のための諸活動
 - (3) 施設部 学校内における環境、施設の整備拡充のための諸活動
 - (4) 教養部 会員及び児童の教養を高めるための諸活動及びPTA広報活動
 - (5) 学級部 学年PTA及び学級PTAの企画運営に関する諸活動並びに東筑摩塩尻PTA連合会子育て委員会と連携し健全な子供を育てるための諸活動並びに塩尻市PTA親子文庫運営委員会と連携し読書を通じ健全な子供を育てるための諸活動並びに他の専門部に属さない諸活動
 - (6) 防災部 児童の安全確保のための諸活動
- 2 前項の規定にかかわらず、各専門部の活動時期、構成人数及び事業内容等により、理事会の決議により、部を超えて諸活動を行うことができる。

第34条 専門部長は、各専門部員の中から選出する。

- 2 専門部長は、専門部会を招集し、専門部に属する会務執行の責任者となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学級部長は、原則として6学年の学級部員の中から選出する。
- 4 各専門部長は、専門部会を開催するにあたって、必要があると認められる時には、会長、副会長及び第40条の2 第2項の規定による専門部相談役に出席を求め、情報交換をするとともに事業実施の協力依頼を行うことができる。

第35条 副専門部長は、各専門部員の中から選出する。

- 2 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副学級部長は、原則として5学年の学級部員の中から選出する。
- 4 副学級部長は、塩尻市PTA親子文庫運営委員会の委員となる。

〔第10章 支部〕

第36条 本会の事業遂行のため、次の支部を置く。

- (1) 一区支部 (2) 二区支部 (3) 三区支部 (4) 四区支部 (5) 五区支部

第37条 各支部は次のブロックから構成される。

- (1) 一区支部 A(1・2常会)、B(3・4常会)、C(5～8常会)
 - (2) 二区支部 D(1～3常会)、E(4～6常会)、F(7・8常会)
 - (3) 三区支部 G(1～4常会)、H(5・6常会)、I(7常会)、J(8・9常会)、K(10・11常会)
 - (4) 四区支部 L(1・3常会)、L(2・7常会)、M(4～6常会)
 - (5) 五区支部 N(1～4常会)、O(5常会)、O(6・7常会)、O(10常会)、P(8常会)、Q(9常会)
- 2 前項の規定にかかわらず、各支部ブロック構成は、常会の変動その他各支部に事情がある場合などは、支部長の責任において理事会に相談の上、支部PTAで決定し、学校長の承認を得て随時変更する事ができる。

第38条 支部長は、各支部会員の中から選出する。

- 2 前項の規定による支部長の選出方法は、各支部において定める。

3 支部長は、支部PTAを招集し支部に属する会務執行の責任者となる。

第39条 各支部に副支部長を置くことができる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代理する。

3 副支部長は、各支部会員の中から選出する。

4 前項の規定による副支部長の選出方法は、各支部において定める。

第40条 各支部の構成員は次のとおりとする。

(1)支部長 1人 (2)副支部長 1人 (3)校外指導部員 各ブロックで1人

(4)厚生部員 各ブロックで1人 (5)防災部員 各ブロックで1人 (6)支部会計 1人

2 副支部長を選出しない支部にあっては、支部長事故あるときは、校外指導部員がその職務を代理する。

3 防災部員は、校外指導部員が兼務することができる。

4 支部会計は地区役員のうち1人が兼務し、支部の会計業務を行う。

〔第11章 会 計〕

第41条 本会の予算は、総会において協議のうえ、承認を得なければならない。

第42条 本会の決算は、会計監事の証明書を付し総会において報告し、承認を得なければならない。

第43条 PTA会費が前年度に比べて変更となる場合には、評議員会において承認を得なければならない。

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

〔第12章 補 則〕

第45条 会則は、評議員会において承認を受けた後、総会において出席者(委任状による出席を除く)の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第46条 本会の会員と同居する成年の家族は、会員の代行ができる。

第47条 本会則を実施するために必要な事項は、別にこれを定める。

第48条 本会の備えておくべき帳簿は次のとおりとする。

(1)会員名簿 (2)会計簿 (3)議事録

(4)各専門部会議録 (5)備品台帳

附 則

1 この会則は、昭和57年4月13日から施行する(昭和57年 4月13日 制定)

2 この会則は、平成 4年3月 1日から施行する(平成 4年 2月29日 改正)

3 この会則は、平成 7年4月 1日から施行する(平成 6年12月17日 改正)

4 この会則は、平成13年3月 4日から施行する(平成13年 3月 3日 改正)

5 この会則は、平成15年4月 1日から施行する(平成15年 3月 8日 改正)

6 この会則は、平成16年4月 1日から施行する(平成16年 3月 6日 改正)

7 この会則は、平成19年4月 1日から施行する(平成19年 3月31日 改正)

8 この会則は、平成20年4月 1日から施行する(平成20年 2月29日 改正)

9 この会則は、平成21年4月 1日から施行する(平成21年 3月 5日 改正)

10 この会則は、平成21年4月25日から施行する(平成21年 4月24日 改正)

11 この会則は、平成22年3月 5日から施行する(平成22年 3月 4日 改正)

12 この会則は、平成24年4月 1日から施行する(平成24年 4月20日 改正)

13 この会則は、平成25年4月 1日から施行する(平成25年 4月19日 改正)

14 この会則は、平成31年4月 1日から施行する(平成31年 4月19日 改正)

15 この会則は、令和 2年4月 1日から施行する(令和 2年 2月 5日 改正)

2 吉田小学校PTA慶弔規定

第1条 この規程は、吉田小学校PTAの慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本校に在籍する児童及びPTA会員のうち、父母及び教職員について次の慶弔があった場合は、その儀礼を果たすために慶弔金として当該各号に定める金額を贈る。

- (1) 職員結婚 5,000円
- (2) 職員出産(本人) 3,000円
- (3) 職員死亡 その都度理事会で定める額
- (4) 児童死亡 20,000円
- (5) 児童の父母死亡 10,000円

2 児童が死亡した場合は、本会を代表し学級部員が参列する。

3 児童の父母が死亡した場合は、本会を代表し学級部員が参列する。

第3条 職員及び児童が長期(1か月以上)の病気となった場合は、見舞金3,000円を贈る。

第4条 児童、父母及び職員について不時の災害があった場合は、見舞金を贈る。この場合において、その範囲、金額等はその都度正副会長が協議して定め、理事会の承認を得る。

第5条 職員、児童及び父母が慶弔又は見舞を受けた場合は、返礼はいっさいしない。

第6条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、理事会の議決により同条の額を変更することができる。

第7条 慶弔又は見舞いの事由が生じたときは、学級においては学級部員が、支部においては支部長がそれぞれ会長又は学校長に申し出るものとする。

第8条 慶弔金及び見舞金は、本会の慶弔費から支出する。

第9条 この規程は、評議員会において承認を受けた後、総会において出席者(委任状による出席を除く)の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年 4月13日から施行する(昭和57年 4月13日 制定)
- 2 この規程は、平成 4年 4月 1日から施行する(平成 4年 2月29日 改正)
- 3 この規程は、平成13年 3月 4日から施行する(平成13年 3月 3日 改正)

3 吉田小学校PTA転退職職員餞別金贈呈規定

第1条 本校の教職員が転勤又は退職(休職)した場合は、その儀礼を果たすために在職中の功績を讃え、記念品代等を含めた餞別金を贈る。

第2条 餞別金の贈呈基準は次のとおりとする。

- (1) 着任初年度は、金1,000円(基本額)とし、2年次から毎年1,000円を加算する。また、餞別金の上限を4,000円と設定する。
- (2) 年度中途における転勤又は退(休)職の場合において、その年度における在職期間が6か月を超えるときは1か年分として加算する。
- (3) 用務員及び給食調理員については、前2号に準じて在職実績を加味してその都度理事会において定める。

第3条 餞別金は、本会の慶弔費から支出する。

第4条 この規程は、評議員会において承認を受けた後、総会において出席者(委任状による出席を除く)の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年 4月13日から施行する(昭和57年 4月13日 制定)
- 2 この規程は、平成 4年 3月 1日から施行する(平成 4年 2月29日 改正)
- 3 この規程は、平成13年 3月 4日から施行する(平成13年 3月 3日 改正)
- 4 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する(平成31年 4月19日 改正)

4 吉田小学校PTA正副会長選考規定

[正副会長選出委員会]

第1条 翌年度の会長候補者及び保護者から選出する副会長候補者について、理事会へ報告するため、正副会長選出委員会(以下「委員会」という)を設置する。

第2条 委員会の委員は、現正副会長、現支部長、現専門部長及び現4学年会長をもって構成する。

第3条 委員長は、委員の互選により決定する。

第4条 委員会は、毎年9月頃から翌年度準備のために開催し年内には選考を終了する。

[立候補者の受付]

第5条 委員会は、全PTA会員に対して新年度の正副会長立候補者を告示により募集する。

第6条 立候補者は、現年度PTA正会員であり、かつ翌年度も吉田小に児童が在籍予定の保護者でなければならない。

第7条 立候補者は、告示内容に従い委員長へ立候補届けを提出する。

第8条 立候補には、本人以外に推薦責任者(PTA正会員)1人を必要とする。

[委員会の仕事]

第9条 委員会は、立候補者の有無にかかわらず、独自に候補者を推薦することができる。

第10条 前条の規定による会長候補者の推薦は、次のとおりとする。

(1) 事前に本人の承諾を得る。

(2) 現副会長のうちから1人を翌年度会長候補者として推薦する。ただし、特別な理由があるときは、新6年生(現5年生)の児童保護者を中心として会長候補者を推薦することができる。この場合の候補者選考対象は現男性副会長の支部とする。

(3) 現会長が推薦責任者となる。

第11条 第9条の規定による副会長候補者の推薦は、次のとおりとする。

(1) 事前に本人の承諾を得る。

(2) 男性1人及び女性1人を推薦する。

(*男性1名に立候補の場合は、男女を問わない。)

(3) 前号の規定にかかわらず、PTA会則第23条第2項に該当するときは、さらに1人以上を推薦することができる。

(4) 副会長候補者は、男女とも新5年生(現4年生)の児童保護者から推薦する。ただし、特別な理由があるときは、男性副会長候補者は新4年生(現3年生)以下の児童保護者から候補者を推薦することができる。また、男性副会長の推薦については支部から1名選出して委員会にて推薦候補者1名を選出とし、女性副会長については、新5年生(現4年生)の学級からの推薦とする。

(5) 現副会長がそれぞれ推薦責任者となる。

第12条 委員会は、すべての立候補者及び委員会の推薦候補者並びに経過等について、全会員に報告する。

[理事会]

第13条 理事会は、委員会からの報告に基づき、全保護者を対象とした信任投票を実施し、評議員会の議案を作成する。

[評議員会]

第14条 評議員会は、信任投票の結果と議案に基づき候補者を慎重審査し、会長及び副会長の承認を決議する。

[総会]

第15条 理事会は、評議員会の承認決議に基づき総会の資料を作成し、総会において会長及び副会長の報告を行う。

[選考規程の改正]

第16条 この規程は、評議員会において承認を受けた後、総会において出席者(委任状による出席を除く)の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

附 則

1 この規程は、平成14年度の会長・副会長の選出から施行する。(平成13年 3月 3日制定)

2 この規程は、平成21年度の会長・副会長の選出から施行する。(平成21年 4月24日改定)

3 この規程は、平成22年度の会長・副会長の選出から施行する。(平成22年 3月 4日改定)

4 この規程は、平成26年度の会長・副会長の選出から施行する。(平成25年 4月19日改定)

■ 1. 「個人情報」を知る

個人情報とは、具体的にどのような情報のことでしょうか？

個人情報保護法では以下のように定義されています。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

具体的には、以下のような情報です。

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 電話番号
- マイナンバー
- 写真
- メールアドレス
- ほか

※メールアドレスは「abc12345@mail.com」のように個人を特定できないものもある

また、「配慮個人情報」という、より慎重に扱わなければならない情報もあります。

- 人種
- 思想・信条・宗教
- 病歴
- 犯罪歴
- ほか

さらに、例えば出席番号など、他の情報と照合することで個人を識別できるものについても個人情報に含まれます。このように個人情報と呼ばれる情報の範囲は意外と広いとため、注意が必要です。

■ 2. 「個人情報保護法」を知る

個人情報保護法を一言で言うと、「個人情報を有効、適切に利用しつつ、個人の権利を保護するための法律」です。対象者は「個人情報データベース等を事業の用に供している者」とありますが、この事業者とは会社のような法人に限りません。

2005年4月1日に全面施行され、その後2017年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行されました。この改正により5000名未満の個人情報を扱う事業者も対象となったため、PTAのような小規模な団体でもこの法律を意識することが必要となりました。

■ 3. 小学校との個人情報の共同利用

現状では小学校が集めた個人情報を、小学校とは別の事業者であるPTAが利用させていただいている形となっています。個人情報を小学校と共同利用（個人情報の共同利用は第三者提供に当たらない）するため、PTAより小学校に対し、個人情報収集時に以下の明示を行うよう依頼します。

- 共同利用をする旨の明示（…PTAと共同利用を…）
- 共同利用する個人データの項目（（個人情報記入用紙に対し）これらの情報を…）
- 共同利用者の範囲（…これらの情報をPTAに提供し…）
- 共同利用する個人データの利用目的（…PTA内での連絡のため…）
- 個人データを管理する責任者の名前（…PTA会長が管理し…）

■ 4. PTA として守るべきこと、実践すべきこと

以下に、PTA が個人情報を取得、利用する際を守るべきこと、実践すべきことについて示します。

利用目的の特定・適正取得

利用目的を特定する

利用目的をできる限り特定し、合理性の無い利用目的の変更を行わないこと。

利用目的の範囲内で扱う

本人の同意を得ずに利用目的を超えた情報を扱わないこと。

適正な方法で取得する

偽り、不正な手段で情報を入手しないこと。また、本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得しないこと。

利用目的を通知・公表する

利用目的を、あらかじめ、もしくは取得後速やかに本人に通知もしくは公表すること。

利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知もしくは公表すること。

安全管理措置等

組織的安全管理措置

組織体制を整備し、組織の規定に沿った運用を行うこと。

物理的安全管理措置

個人情報を盗難や紛失から守れるよう、物理的な安全対策を講じること。

人的安全管理措置

従業者（PTA 役員、会員、小学校教員など）に対する教育、内部規定の周知を行うこと。

技術的安全管理措置

個人情報データにパスワードを掛けるなど、個人情報の閲覧可能者をできるだけ少なくすること。

データ内容の正確性の確保

常に内容を更新し、不要となった情報は消去するなど、個人情報の正確さの維持に勤めること。

苦情の処理

個人情報取扱に関する苦情があった場合、適切・迅速に対応すること。